所得制限額が据え置かれます

心身障害者福祉手当
障害者福祉手当
特別障害者手当等

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当

心身障害者福祉手当および障害者福祉手当の所得制限額は、下表の通り8月以降も据え置かれます。現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給されていない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課（市役所1階）へ申請が必要です。申請を行わない場合は受給することができませんので、ご注意ください。また、施設に入所した方は同課へ申請してください。

【所得制限額】本人所得が360万4000円で、扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算します（下表参照）

※扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き25万円を加算します。

【対象】①**心身障害者福祉手当**＝市内に住所がある20歳以上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1度～3度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者となった方と、施設に入所している方は受給できません②**障害者福祉手当**＝市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1級～4級の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害手当・心身障害者福祉手当を受けている方と、施設に入所されている方は受給できません。また、65歳以上で新たに手帳を取得された方には制限があります

障害者手当等所得制限限度額表　（単位：千円）

所得の区分 ＼ 扶養親族等の数（人）		0	1	2	3	4	5
本人	所得	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養義務者等	所得	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

特別障害者手当等

特別障害者手当および障害児福祉手当の所得制限額が上表の通り据え置かれます。この手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届けていただくことになっています。この届け出がない場合、今年の11月期分からの手当を支給することができませんので、ご注意ください。受給している方には、現況届を郵送します。8月10日（月）～9月11日（金）に障害福祉課（市役所1階）へ提出してください。

【対象】①**特別障害者手当**＝20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方②**障害児福祉手当**＝20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者1級程度または愛の手帳1度程度の方

※該当すると思われる方は同課へ申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

ポイ捨てのないきれいなまちのために
～環境美化マナーアップキャンペーンを実施

市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」により、市民・事業者・企業の皆さんとともにまちの美化活動に取り組んでいます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【ポイ捨て等の防止】たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶、ペットボトルの投げ捨てのほか、ペットのふんを放置するなどの行為を禁止しています

【路上喫煙の規制】路上喫煙を規制し携帯灰皿の使用を求めています。

【路上喫煙の禁止】特に人通りの多い東久留米駅周辺を終日路上喫煙禁止区域に指定しています（下図参照）。

8月に実施！環境美化マナーアップキャンペーン

環境美化マナーアップキャンペーンを下表の日程で実施します。市環境美化推進員と一緒にキャンペーン活動を行っていただける方を歓迎します。当日直接、各集合場所へ来場してください。

※小雨決行（荒天の場合は中止）。

【活動内容】駅周辺や滝山交番周辺の清掃、啓発物品の配布

緊急雇用対策関連事業

市では、都の緊急雇用対策に基づき、22年3月までの各月5日間、駅東口・西口・北口における街頭啓発活動（午前6時～午後11時）と、駅周辺の路上喫煙禁止区域および市内全域の車両広報活動（午前8時～午後7時）を実施しています。各所には市シルバー人材センターから新規雇用者を従事させています。

皆さんのご理解をお願いします。

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

環境美化マナーアップキャンペーン活動日程

日程	活動場所（集合場所）	活動時間（集合時間）
8月4日（火）	東久留米駅周辺（西口ひろば）	午前7時～8時（午前6時40分）
	滝山交番周辺（ザ・プライス〈旧イトーヨーカドー〉滝山店前）	午前7時半～8時半（午前7時10分）
8月5日（水）	東久留米駅周辺（西口ひろば）	午後7時～8時（午後6時40分）
	滝山交番周辺（ザ・プライス〈旧イトーヨーカドー〉滝山店前）	午後3時～4時（午後2時40分）

資源回収報奨金
前期分の交付申請を受け付けます

新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶などは、家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できるものです。

市では、市民の皆さんで組織する団体が、このような「資源ごみ」を市が指定する再生資源取扱業者に引き渡した場合、その回収量に応じて報奨金を交付する「資源回収報奨金制度」を設けています。21年度前期分報奨金の交付申請を次の通り受け付けます。

【対象団体】市内在住の方で構成する自治会・子ども会・婦人会・PTAなど（団体が確認できる規約、名簿等を持参の上、提示してください）

【報奨金交付額】回収実績量に応じて1キログラム当たり10円

【申請日時】8月3日（月）～14日（金）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【申請会場】市役所5階501会議室

※申請の際、回収業者からの集団回収実施報告書、代表者の認め印（スタンプ式不可）、振り込み先の金融機関（ゆうちょ銀行の場合は店名の数字と7けたの口座番号が必要）の通帳を持参してください（郵送不可）。

【申請対象期間】21年度の申請受け付け対象は、20年1月以降の回収実施報告書です

※報奨金交付申請書は、申請会場に用意してあります。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

国民年金だより
20年4月以降の離婚時における厚生年金の分割

国民年金第3号被保険者の配偶者がある厚生年金被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることが法律に明記されました。これにより、20年4月1日以降に離婚等が成立した場合は、第3号被保険者からの請求により、4月以降の第3号被保険者期間に対する第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を、自動的に2分の1に分割（3号分割）することができるようになりました。

なお、20年3月以前の婚姻期間については、当事者間の合意または裁判手続きにより決定された割合（50パーセント上限）により分割することとなります。

社会保険事務所では、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。

厚生年金被保険者が婚姻期間を計算の基礎とする障害厚生年金の受給権者である場合には、保険料納付記録の分割により障害厚生年金の額が低下してしまうことから、この場合は「3号分割」による分割はできません。

年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

離婚時の厚生年金の分割制度に関して詳しくは、ねんきんダイヤル☎0570・05・1165または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

IP電話・PHSからは☎03・6700・1165へ。

【受付時間】平日の午前8時半～午後5時15分（ただし、月曜日は午後7時まで延長）。第2土曜日は午前9時半～午後4時（祝日、12月29日～1月3日は利用いただけません）

特設行政相談所を開設します

国・都・市等の行政機関やJR・NTT等の公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人等について、苦情や意見・要望はありませんか。「行政相談委員」が相談に応じます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は、無料です。気軽にご相談ください。

【開設日時】8月21日（金）午後1時半～4時

【開設場所】ザ・プライス（旧イトーヨーカドー）滝山店（滝山四丁目）正面（北口）入り口横

【行政相談委員】小山正勝氏（小山、☎471・3955）、篠宮松美氏（南町、☎465・1839）、岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）

詳しくは生活文化課人権・市民相談担当☎470・7738へ。